

○木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成19年3月12日規則第98号

第3章 廃棄物減量等推進審議会

(審議内容)

第6条 木津川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第8条 審議会の開催は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席があれば開催することができる。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第9条 審議会は、特別の事項を調査し、審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、一般廃棄物担当課において処理する。